



2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 株式会社モスフードサービス  
代表者名 代表取締役社長 中村 栄輔  
(コード番号：8153 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員  
経営サポート本部長 兼 人材戦略部長  
川越 勉  
(TEL. 03 - 5487 - 7371)

## 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                  |                                          |
|------------------|------------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 2025 年 8 月 29 日                          |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 21,800 株                            |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 3,793 円                           |
| (4) 処分総額         | 82,687,400 円                             |
| (5) 処分予定先        | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与 ESOP 信託口)    |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2016 年 2 月 29 日および同年 8 月 5 日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）に対して、中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下

「E S O P 信託」といいます。)の導入を決議しております。なお、E S O P 信託の概要につきましては、2016 年 8 月 5 日に開示いたしました『株式付与 E S O P 信託』の導入に関するお知らせ(詳細決定)」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P 信託の信託期間延長に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 E S O P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P 信託口)に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.07% (小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 312,642 個に対する割合 0.07%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 【本信託契約の内容】

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                                                   |
| ②信託の目的   | 従業員に対するインセンティブの付与                                                           |
| ③委託者     | 当社                                                                          |
| ④受託者     | 三菱 U F J 信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                             |
| ⑤受益者     | 従業員のうち受益者要件を満たす者                                                            |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)                                                        |
| ⑦信託契約日   | 2016 年 9 月 1 日                                                              |
| ⑧信託の期間   | 2016 年 9 月 1 日～2025 年 9 月末日(2025 年 8 月 26 日付の信託契約の変更により、2028 年 9 月末日まで延長予定) |
| ⑨追加信託日   | 2025 年 8 月 26 日                                                             |
| ⑩議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。                          |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式                                                                      |
| ⑫追加信託金額  | 82,687,400 円                                                                |
| ⑬株式の取得方法 | 当社自己株式の処分により取得                                                              |

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前 1 か月(2025 年 7 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である 3,793 円(円未満切捨て)としております。取締役会決議日の直前 1 か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響な

どを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日（2025 年 8 月 7 日）の当社株式の終値である 3,955 円に 95.90%（乖離率 4.10%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 3 か月間（2025 年 5 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日）の終値の平均値である 3,723 円（円未満切捨て）に 101.88%（乖離率 1.88%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 6 か月間（2025 年 2 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日）の終値の平均値である 3,680 円（円未満切捨て）に 103.07%（乖離率 3.07%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4 名、うち 2 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上